（注意）

１　用紙の大きさは、Ａ４とする。

２　字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

３　区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。

４　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。